

## 航空法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 事業の譲渡及び譲受の認可
- ② 手続根拠 : 航空法第124条(第114条第1項準用)
- ③ 手続対象者 : 本邦航空機使用事業者
- ④ 提出時期 : 航空機使用事業を譲渡及び譲受しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 変更届出書を作成し、国土交通省地方航空局(東京・大阪)航空振興課へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : 無し
- ⑧ 申請書様式 : 認可申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる国土交通省航空局地方航空局航空振興課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 東京航空局航空振興課 03-5275-9315  
大阪航空局航空振興課 06-6949-6216
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 東京航空局航空振興課 03-5275-9315  
大阪航空局航空振興課 06-6949-6216

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法第101条第1項
- ② 標準処理期間 : 1ヶ月
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。